離婚公正証書

夫 〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と妻 〇〇 〇〇（以下「乙」という）とは、本日、甲乙間における協議離婚に関し、以下のとおり合意したので、本書を二通作成し各自一通を保存する。

（離婚の合意）

第１条

甲と乙は協議離婚をすることとし、離婚届に所定の記載をして各自署名押印した。

（離婚の届出）

第２条 離婚届については、乙が、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、〇〇区役所に届け出るものとする。

（親権者の定め）

第３条 甲乙間の未成年の子〇〇〇〇（平成〇〇年〇〇月〇〇日生、以下「丙」という）の親権者及び監護者を乙と定める。

（面会交流権）

第４条 乙は甲に対し、甲が毎月1回及び年２回（夏休みと冬休み）、丙と面会交流をすることを認容する。ただし、面会交流の日時、場所、方法等の必要な事項は、丙の福祉を害することがないように甲乙互いに配慮し協議決定する。

（養育費等）

第５条 甲は乙に対し、丙の養育費として、平成〇〇年〇〇月〇〇日より丙が２０歳に達する日の属する月まで、毎月末日限り、各金〇〇万円宛を、乙の指定する次の口座に振込送金する方法により支払う。

銀行名 〇〇銀行

支店名 〇〇支店

預金種別 普通口座

口座番号 ０１２３４５６７

口座名義 〇〇 〇〇（ ）

２ 送金に要する費用（振込手数料等）は、甲が負担するものとする。

３ 上記養育費は、物価の変動その他事情の変更に応じて、甲乙協議のうえ増減できるものとする。また、丙の高校・大学進学の費用その他の教育費、及び事故又は病気などの特別な費用については、甲乙が協議の上、別途甲が乙に対し、その必要費用を支払うものとする。

４ 甲と乙は、相互に、転職や再婚、養子縁組その他、養育費の額の算定に関して影響を及ぼす虞のある重要事項が生じた場合には、遅滞なく相手方に通知することを約束するものとし、必要に応じて、別途協議出来るものとする。

（慰謝料）

第６条 甲は乙に対し、慰謝料として、金〇〇万円を、（慰謝料）限り、一括にて、乙の指定する次の口座に振込送金する方法により支払う。

銀行名 〇〇銀行

支店名 〇〇支店

預金種別 普通口座

口座番号 ０１２３４５６７

口座名義 〇〇 〇〇（ ）

（財産分与）

第７条 甲と乙は、財産分与につき、以下のとおり合意確認した。

１）金銭の分与

甲は、乙に対し、平成〇〇年〇〇月より平成〇〇年〇〇月まで、計〇回にわたり、各々毎月〇万円ずつ、毎月末日に限り乙の指定する以下の口座に振込送金の方法により支払う。

銀行名 〇〇銀行

支店名 〇〇支店

預金種別 普通口座

口座番号 ０１２３４５６７

口座名義 〇〇 〇〇（ ）

２）不動産の分与

甲は乙に対し、甲所有名義の下記不動産を譲渡し、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、乙のために財産分与を原因とする所有権移転登記手続をする。

２ 登記手続きにかかる費用は乙の負担とする。

［不動産の表示］

（一棟の建物の表示）

所 在 ××市××町××番地×

建物の名称 〇〇マンション

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 １

所在及び地番 ××市××町××番

地 目 宅地

地 積 ×××．××平方メートル

（専有部分の建物の表示）

家屋番号 ××丁目×番×の××

建物の名称 〇〇〇

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造１０階建

床面積 〇階部分 ××．××平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 １

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 〇〇〇〇〇〇分の〇〇〇〇

（期限の利益の喪失）

第８条 甲は、乙に対し、甲について以下の各号定める事由が生じた場合には、乙の催告を要せずとも当然の期限の利益を失い、ただちに第６条乃至第７条に定める慰謝料のうち、既払金を除く残額を支払わなくてはならない。

１）乙が第三者から差押・仮差押・仮処分または強制執行を受けとき、もしくは競売の申立または破産手続開始を受けとき

２）甲に通知せずに、乙が住所を移転したとき

３）第６条に定める支払を怠った時、または第７条１）に定めるに定める分割金の返済を〇回分以上怠ったとき

４）その他本契約条項に違反したとき

（通知義務）

第９条 甲と乙は、相互に、第６条及び第７条に定める分割金の弁済が完済に至るまでの間、転職や職業の変更、自宅の転居や連絡先電話番号の変更などが生じた場合には、遅滞なく相手方に通知しなければならない。

甲が上記の申告を怠った場合において、必要やむを得ずに一方が負担した調査費用等は、相手方が負担することを承諾する。

（誓約事項）

第１０条 甲と乙は、相互に、婚姻期間中の夫婦間しか知りえない情報や、相手方の名誉や尊厳に関わる事項につき、第三者に口外・漏えいしないことを約束し、違反があった場合には、損害賠償請求の必要な裁判費用な弁護士費用、その他の必要な費用を、相手方に支払う。

（連帯債務・連帯保証の解消）

第１１条 甲及び乙は互いの保有するローン債務について連帯債務・連帯保証となっている場合には、離婚届提出時までに当該連帯関係を解消するものとする。

（専属的合意管轄条項）

第１２条 甲及び乙は、本契約に伴う一切の紛争について、第一審の管轄裁判所を乙の住所地を管轄する裁判所とすることに合意した。

（精算条項）

第１３条 甲と乙は、離婚に伴う財産上の問題に関し、本協議書に定めるほか一切の債権債務が無いことを確認し、名目の如何を問わず、何等の請求を行わないことを相互に確認する。

（強制執行認諾条項）

第１４条 甲は、本証書記載の金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇 〇〇　　　　　　印

乙 〇〇 〇〇　　　　　　印